

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県新宮市長

公表日

平成29年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>・母子保健法等の規定に基づき、乳幼児健康診査・妊娠届出・妊婦健康診査等情報の管理、統計報告資料作成等を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①乳幼児健康診査対象者に個人通知するための情報を管理する。 ②乳幼児健康診査受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、結果等)を管理する。 ③乳幼児健康診査結果等の記録から統計報告を行う。 ④妊娠届出者の妊婦健康診査受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、実施医療機関、結果等)を管理する。 ⑤妊娠届出と妊婦健康診査結果等の記録から統計報告を行う。 ⑥新生児訪問等の記録から統計報告を行う。 ⑦申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領 ⑧処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム(サービス検索・電子申請機能等(マイナポータル)含む) 2. 中間サーバソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健診対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 並びに内閣府・総務省令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第56の2の項 並びに内閣府・総務省令第30条 (別表第二における情報照会の根拠) なし (情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健センター
②所属長	保健センター長 辻本 美恵
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宮市役所 総務部 総務課 〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号 TEL 0735-23-3336
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宮市役所 健康福祉部 保健センター 〒647-0081 和歌山県新宮市新宮451番地 TEL 0735-23-4511

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I-1-②事務の概要	<p>・母子保健法等の規定に基づき、乳幼児健康診査情報の管理、統計報告資料作成等を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①乳幼児健康診査対象者に個人通知するための情報を管理する。</p> <p>②乳幼児健康診査受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、結果等)を管理する。</p> <p>③乳幼児健康診査結果等の記録から統計報告を行う。</p> <p>④妊婦届出者の妊婦健康診査受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、実施医療機関、結果等)を管理する。</p>	<p>・母子保健法等の規定に基づき、乳幼児健康診査・妊娠届出・妊婦健康診査等情報の管理、統計報告資料作成等を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①乳幼児健康診査対象者に個人通知するための情報を管理する。</p> <p>②乳幼児健康診査受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、結果等)を管理する。</p> <p>③乳幼児健康診査結果等の記録から統計報告を行う。</p> <p>④妊娠届出者の妊婦健康診査受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、実施医療機関、結果等)を管理する。</p> <p>⑤妊娠届出と妊婦健康診査結果等の記録から統計報告を行う。</p> <p>⑥新生児訪問等の記録から統計報告を行う。</p> <p>⑦申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領</p> <p>⑧処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知</p>	事前	子育てワンストップサービス開始による変更
平成29年7月31日	I-1-③システムの名称	<p>1. 健康管理システム</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェア</p>	<p>1. 健康管理システム(サービス検索・電子申請機能等(マイナポータル)含む)</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェア</p>	事前	子育てワンストップサービス開始による変更
平成29年7月31日	II. 1 評価対象の事務の対象人数は何らか	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年7月31日	II. 1 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年6月28日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	II. 2 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年6月28日 時点	事後	時点修正